

防火対象物の利用者等の安全・安心のために

平成30年4月1日から

違反対象物に係る公表制度 が始まります！

熊毛地区消防組合

◆違反対象物の公表制度とは、**重大な消防法令違反のある防火対象物**を熊毛地区消防組合ホームページで公表する制度です。

※違反対象物一覧表で確認できます！



公表の対象	・飲食店や物品販売などの特定防火対象物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務があるもので、それらの設備が設置されていないもの
公表の内容	・防火対象物の名称、所在地 ・違反の内容（違反事項、根拠法令、違反の部分など） ・その他消防長が必要と認める事項（公表日など）
公表の方法	・熊毛地区消防組合ホームページへの掲載

※関係法令：熊毛地区消防組合火災予防条例第48条の2

◆防火対象物の関係者の方々へ

公表の対象となる違反対象物は、増改築や用途変更により設置しなければならない消防設備が設置されていないことで発生しています。このような変更等を検討されている場合は、事前に消防署又は分遣所に相談してください。

問合せ先 熊毛地区消防組合 予防課予防係 電話 0997-23-0119 FAX0997-23-4198
西之表消防署予防係 電話 22-0119 中種子分遣所 電話 27-0119 南種子分遣所 電話 26-1060
屋久島北分遣所 電話 42-0119 屋久島南分遣所 電話 47-2125